

令和3年度山形県正社員化促進事業奨励金支給要綱

(趣旨)

第1条 若者の長期の雇用安定を図るとともに、優秀な人材の確保・定着のため、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省第3号。以下「規則」という。）に規定する転換等を実施した事業主に厚生労働省がキャリアアップ助成金（正社員化コース）（以下「正社員化コース」という。）を支給した場合に、この要綱の定めるところにより県が山形県正社員化促進事業奨励金（以下「奨励金」という。）を予算の範囲内で支給する。

2 前項のうち、就職氷河期世代の者における転換等を実施した場合、地域就職氷河期世代支援加速化事業実施要綱（令和2年2月26日付府政経運第43号。以下「国要綱」という。）及びこの要綱の定めるところにより、前項の奨励金に加え予算の範囲内で定額を支給する（以下「就職氷河期加算」という。）。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるものとする。

(1) 「正社員」とは、次の各号を全て満たす労働者とする。

ア 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

イ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。

ウ 同一の事業主に雇用される通常の労働者と比べ勤務地又は職務が限定されていないこと。

エ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること。

オ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇（以下「正社員待遇」という。）が適用されている労働者であること。

(2) 「多様な正社員」とは、次の各号のいずれかを満たす労働者とする。

ア 勤務地限定正社員 勤務地が、同一の事業主に雇用される正社員の勤務地に比べ限定されている労働者であって、前号ウを除く同号の要件のいずれにも該当する者。なお、当該限定とは、複数の事業所を有する企業等において、勤務地を特定の事業所（複数の場合を含む。）に限定し、当該事業所以外の事業所への異動を行わないものであること。

イ 職務限定正社員 職務が同一の事業主に雇用される正社員の職務に比べ限定されている労働者であって、前1号ウを除く同号の要件のいずれにも該当する者をいう。

ウ 短時間正社員 以下のいずれかのコースに該当する短時間労働者であって、前号エを除く同号の要件のいずれにも該当する者をいう。

(ア) 1日の所定労働時間を短縮するコース

- ・同一の事業主に雇用される正社員の1日の所定労働時間が7時間以上の場合で、1日の所定労働時間を1時間以上短縮するものであること。

(イ) 週、月または年の所定労働時間を短縮するコース

- ・同一の事業主に雇用される正社員の1週当たりの所定労働時間が35時間以上の場合で、1週当たりの所定労働時間を1割以上短縮するものであること。

(ウ) 週、月または年の所定労働日数を短縮するコース

- ・同一の事業主に雇用される正社員の1週当たりの所定労働日数が5日以上の場合で、1週当たりの所定労働日数を1日以上短縮するものであること。

- (3)「無期雇用労働者」とは、期間の定めのない労働契約を締結する労働者（短時間労働者及び派遣労働者のうち、期間の定めのない労働契約を締結する労働者を含む）のうち、正社員、多様な正社員以外のものをいう。
- (4)「有期雇用労働者」とは、期間の定めのある労働契約を締結する労働者（短時間労働者および派遣労働者のうち、期間の定めのある労働契約を締結する労働者を含む）をいう。
- (5)「非正規雇用労働者等」とは、次の各号のいずれかを満たす労働者とする。
- ア 無期雇用労働者
 - イ 有期雇用労働者
- (6)「有期→正規」とは、有期雇用労働者から正社員又は多様な正社員への転換及び有期雇用の派遣労働者を正社員へ直接雇用した場合をいう。
- (7)「無期→正規」とは、無期雇用労働者から正社員又は多様な正社員への転換及び無期雇用の派遣労働者を正社員へ直接雇用した場合をいう。
- (8)「転換等」とは、「有期→正規」又は「無期→正規」のことをいう。
- (9)「中小企業事業主」、「大企業事業主」とは、正社員化コースの区分による。
- (10)「小規模事業主」とは、正社員化コースにおいて企業規模が中小企業事業主とされ、支給対象事業主の業種分類が「製造業その他」で企業全体の常時雇用する労働者数が20人以下又は業種分類が「商業・サービス業」で常時雇用する労働者数が5人以下である事業主をいう。
- (11)「就職氷河期世代」とは、令和2年4月1日時点で大学卒業者の場合は38歳から44歳、短期大学卒業者の場合は36歳から44歳、高校卒業者の場合は35歳から44歳までの者をいう。その他の学歴の場合は知事あて協議するものとする。

(支給対象事業主)

第3条 奨励金の支給対象とする事業主（以下「支給対象事業主」という。）は、次の各号を全て満たす事業主とする。

- (1) 対象となる事業所が山形労働局管内の雇用保険適用事業所であること。
- (2) 平成29年4月1日から令和3年3月31日の間に支給対象労働者の転換等を実施し、かつ転換等実施後60日以内に転換等実施報告書（様式第1号）を知事に提出していること。
- (3) 支給対象労働者に係る正社員化コースのうち、「有期→正規」及び「無期→正規」のいずれかの区分について、山形労働局長より支給決定を受けていること。

(支給対象労働者)

第4条 奨励金の支給対象とする労働者（以下「支給対象労働者」という。）は、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 平成29年4月1日から令和3年3月31日の間に転換等が実施された者
- (2) 正社員化コースの「有期→正規」及び「無期→正規」のいずれかの区分を実施された労働者であること。
- (3) 転換等された日において、50歳未満であること。
- (4) 転換等された日において、山形県内の事業所で勤務する労働者であること。

(5) 転換等された日において、山形県内に住所があること。

2 就職氷河期加算の対象とする労働者は、令和2年4月1日から令和3年3月31日の間に転換等が実施された就職氷河期世代の者に限る。

(資格要件)

第5条 事業主が、次の各号のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの
- (4) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
- (5) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
- (6) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているもの
- (7) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(支給金額)

第6条 転換等の区分に応じ、支給対象労働者1人当たり、下表に定める金額を支給する。

区 分	小規模事業主	中小企業事業主	大企業事業主
有期→正規	400,000 円	300,000 円	100,000 円
無期→正規	200,000 円	150,000 円	50,000 円

2 就職氷河期加算として、前項に定める金額のほか対象労働者1人当たり、下表に定める金額を支給する。

区 分	就職氷河期世代1人当たり
有期→正規	100,000 円
無期→正規	50,000 円

(支給の申請)

第7条 申請事業主は山形労働局長に正社員化コース支給申請書を提出し、山形労働局長が支給決定した日から30日を経過する日又は令和4年3月7日のいずれか早い期日までに知事に山形県正社員化促進事業奨励金支給申請書（様式第2号）（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 正社員化コース支給決定通知書の写し
- (2) 正社員化コース支給申請書の写し
(山形労働局管内の公共職業安定所の受付印があるもの)
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) その他知事が必要とする書類

(支給の決定)

第8条 知事は、前条の規定により申請書の提出があったときは、内容を審査し、山形県正社員化促進事業奨励金支給決定通知書（様式第4号）又は、山形県正社員化促進事業奨励金不支給決定通知書（様式第5号）により事業主に通知するものとする。

(支給決定の取消し等に係る報告)

第9条 奨励金の支給を受けた事業主は、正社員化コースの支給決定取消しや返還命令があった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

(支給決定の取消し等)

第10条 知事は、奨励金の支給を受けた事業主が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 正社員化コースの支給決定取消しや返還命令があったとき
- (2) 支給対象の要件に反している事実が認められたとき
- (3) 偽りその他不正な行為（以下「不正受給」という。）によって支給を受け又は受けようとしたとき
- (4) その他知事が支給の決定を取り消す必要があると認めたとき

2 事業主が不正受給を行った場合は、以下の取扱いとする。

- (1) 不正受給が判明した日以降、県が実施する次に掲げる奨励金及び支援金は支給しない。
 - ア 正社員化促進事業奨励金支給要綱に定める奨励金
 - イ 所得向上促進事業奨励金支給要綱に定める奨励金
 - ウ 正社員雇用促進奨励金支給要綱に定める奨励金
 - エ 賃金向上推進事業支援金支給要綱に定める支援金
- (2) 当該不正受給を行った事業主の名称、所在地、不正の内容を山形労働局等関係機関に情報提供するものとする。

(奨励金の返還)

第11条 知事は、奨励金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に奨励金を支給していたときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとし、当該事業主に対し、知事が別に定める書面により通知するものとする。

(疑義についての協議)

第12条 この要綱に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、必要に応じ知事あて協議するものとする。

(奨励金の経理)

第13条 奨励金の支給を受けた事業主は、奨励金にかかる収支に関する帳簿及び関係書類を奨励金の支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の支給に関するその他必要な事項は、知事が

別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。